

## 第 1 回鹿屋市国民健康保険運営協議会 会議録（要点筆記）

日 時：平成 26 年 6 月 26 日（木）午後 2 時 55 分～ 4 時 45 分

会 場：鹿屋市役所本庁舎 3 階 庁議室

出席者：新村幸次、西ノ原カツ子、重田嘉康、福園郁子、児玉千早、小倉修、  
16 人 土田千夏、吉留勝雄、今田喜公、浜田保、久木田三郎、渡邊正人、  
加治木律子、岩元伸二、出水田芳男、時村敏博

欠席者：下園千恵子

1 人

（敬称略）

事務局及び関係部課職員出席者：中西市長、徳留保健福祉部長  
（健康保険課）八代健康保険課長、坂元課長補佐、原田主幹、竹之内係長、  
赤野主任主事

（収納管理課）下園収納管理課長、黒木課長補佐

| 会次第             | 動 態                           | 会 議 内 容   |
|-----------------|-------------------------------|---|
| 1 開 会           | 事務局                           | ○開催要件の確認<br>本日の会議につきましては、「被保険者を代表する委員」が 4 人、「保険医及び保険薬剤師を代表する委員」が 5 人、「公益を代表する委員」が 5 人の出席であり、只今、申しあげました各委員について、1 人を含む半数以上の委員が出席されており、鹿屋市国民健康保険条例施行規則第 7 条で定める会議の開催要件を満たしていることを確認 |
| 2 委嘱状<br>交付     | 市長                            | 省略  |
| 3 市長挨拶          | 市長                            | 省略  |
| 4 新任委員<br>挨拶    | 新村委員<br>土田委員<br>今田委員<br>加治木委員 | 省略  |
| 5 会長、副<br>会長の選任 | 事務局                           | 鹿屋市国民健康保険条例施行規則第 4 条の規定により、会長及び副会長の選任を行う。事務局一任との声があり、事務局（案）に基づき、会長に浜田保委員、副会長に加治木律子委員と決定   |
| 6 会長、副<br>会長挨拶  | 会長<br>副会長                     | 省略  |

| 会次第                                | 動 態  | 会 議 内 容   |
|------------------------------------|--|---|
| 7 会議録署名委員の指名                       | 会長   | ○指名<br>国民健康保険条例施行規則第12条の規定に基づき指名<br>2人（久木田三郎 委員、重田嘉康 委員）  |
| 8 協 議<br>(1) 国民健康保険制度について          | 事務局<br><br>委員<br>事務局<br><br>委員<br>事務局<br><br>委員<br>事務局 | ○資料に基づき説明<br><br>【質疑・応答】<br>質疑：保険証の種類について、資格証明書とは何か。<br>回答：国保の対象者であるという証明書であり、保険証の代わりにはなりません。<br><br>質疑：収納率が90%に届かないのは何故か。<br>回答：低所得の方に滞納される方が多く、弱者が集まる仕組みになっているが、収納の努力をし、目標達成に向けて努力します。<br><br>質疑：保険税の資産割について、鹿屋市の税率は高いのか。<br>回答：19市中13位ですので、低いと思います。<br>ただし、鹿児島市、霧島市及び奄美市は、資産割を含まない賦課方式になっています。 |
| (2) 国民健康保険運営協議会について                | 事務局<br><br>委員<br>事務局                                   | ○資料に基づき説明<br><br>【質疑・応答】<br>質疑：第3回の開催日程について、2月ではなく1月か。<br>回答：1月末の予定です。  |
| (3) 平成25年度鹿屋市国民健康保険事業特別会計の決算概要について | 事務局<br><br>委員<br>事務局<br><br>委員<br>事務局                  | ○資料に基づき説明<br><br>【質疑・応答】<br>質疑：共同事業交付金と拠出金について、教えていただきたい。<br>回答：県の国保連合会に拠出金を各自治体が納めて、医療費がかかった所に重点的に配分し、相互調整をします。<br><br>質疑：納税指導員は何人か。<br>回答：4人です。   |

| 会次第   | 動 態   | 会 議 内 容   |
|---|---|---|
| (4) 第2次<br>鹿屋市国民<br>健康保険事<br>業財政健全<br>化基本方針<br>について         | 事務局<br><br>委員<br><br>事務局  | ○資料に基づき説明<br>【質疑・応答】<br>質疑：国民健康保険の基金は、一定額を保たなければなら<br>ないと法律上、定めがあるのか。<br>回答：ありません。  |
| (5) 平成 26<br>年度鹿屋市<br>国民健康保<br>険事業特別<br>会計の予算<br>概要につい<br>て | 事務局<br><br>委員<br><br>事務局<br><br>委員<br><br>事務局<br><br>委員<br><br>事務局<br><br>委員<br><br>事務局 | ○資料に基づき説明<br>【質疑・応答】<br>質疑：特定健診の受診率が 45%と低いのが、皆受診しない<br>のか。<br>回答：未受診者対策で看護師が訪問しているが、受診さ<br>れない方々もいます。工夫をして、受診率を上げ<br>る努力をしています。<br>質疑：特定健診の結果、要指導以上の診断であれば、エ<br>コー検査を受けられるなどの事業はあるか。<br>回答：特にありません。<br>質疑：ジェネリックの使用促進シールの配布は啓発につ<br>ながるか。<br>回答：保険証に直接貼り、ジェネリックを希望する旨を<br>表示できるシールであり、昨年の国保運営協議会<br>に提案された意見をもとに行うものです。<br>質疑：過年度分の収納率が低いのはなぜか。<br>回答：非常に所得が低く、滞納整理をするための財産も<br>ない方が多く、回収が難しいが、収納率向上へ向<br>けて努力を続けます。<br>質疑：特定健診を受診出来ない病院があるのか。<br>回答：委託を受けてくださっている病院とそうでない病<br>院があるため、受診できない病院もあるが、情報<br>提供は全ての病院から受けられます。 |
| 9 その他   | 事務局   | ○今後の予定について<br>・今年度は3回の開催する計画であります。次回は11<br>月、3回目は1月末の開催予定です。  |
| 10 閉会   | 事務局   | 省略  |